

2023年10月

お客さま各位

観音寺信用金庫

当金庫のインボイス制度への対応について

2023年10月1日からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）の開始に伴い、当金庫は適格請求書発行事業者の登録を完了しております。お支払いいただきました各種手数料に含まれる消費税につきましては、当金庫が交付いたします。適格請求書（インボイス）に基づき、消費税の仕入税額控除を受けることができます。なお、具体的な要件等は国税庁の「インボイス制度特設サイト」のご参照および、顧問税理士等にお問合せください。

記

1. 適格請求書事業者登録番号

観音寺信用金庫 登録番号

T9470005003802

2. 営業店窓口等でお支払いいただく手数料について

営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた際は、インボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたします。

振込依頼書につきましても、インボイスの要件を満たしたものに改定しております。

3. 口座振替（インターネットバンキング等）でお支払いいただく手数料について

口座振替でお支払いいただいた手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」を作成いたします。「インボイス管理票」が必要なお客さまは、お取引店へお申し出ください。

4. ATM・両替機でのお取引について

ATM・両替機でのお取引につきましては、発生する手数料が原則3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機における取引」に該当し、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることができます。そのため、ATMから発行される「ご利用明細」等についてはインボイス制度に対応する様式変更は行いません。

上記以外のお取引および当金庫のインボイス対応についてご不明な点がございましたら、最寄りの営業店にお問合せ願います。

以上